

# お知らせ

## 緊急臨時的医師派遣事業の見直しについて ～派遣元医療機関(協力医療機関)に支払う報償費単価の見直しなど～

令和2年(2020年)4月  
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

本事業は、北海道医師会および北海道病院協会のご協力のもと、都市部の医療機関から医師の確保が困難な地域の医療機関に対し緊急臨時的に医師を派遣するものであり、医師確保の政策的誘導策として平成20年度に開始いたしました。

事業内容は「派遣の手続き」のとおりで、医師派遣が可能な民間病院や診療所に派遣元医療機関としてあらかじめ登録いただき、医師確保が困難な医療機関からの派遣依頼を受け、北海道医師会、北海道病院協会および北海道で構成する運営委員会において派遣の必要性等を判断し、派遣を決定するものです。

本事業はこれまで、即効性のある医師不足対策として、地域医療の確保に大きな役割を果たしてきましたが、派遣期間の上限である2年間の派遣を受けた後は、緊急の場合でも当事業を利用できないことや、医療法等の改正により、今年度から医師確保計画に基づく「医師少数区域」への重点的な医師確保対策が求められることなどの状況を踏まえ、次のとおり事業の見直しを行うことといたしました。

本事業の実施に関しましては、派遣元医療機関にご協力をいただくことが必要不可欠であるため、各医療機関におかれましては、地域における医師不足が依然として深刻である中、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 《見直しの内容》

#### 1 派遣期間の上限の撤廃(医師少数区域)

医師少数区域に所在する医療機関に限り、過去に派遣を受けた期間をリセットするとともに、派遣期間の上限(2年)を撤廃します。

#### 【派遣期間(見直し後)】

- ① 派遣期間は原則6ヵ月以内ですが、運営委員会において派遣延長が必要と認める場合には、6ヵ月ごとに協議のうえ、最長2年までとします(変更なし)。
- ② ただし、地域センター病院、原子力災害医療協力機関、医師少数区域に所在する医療機関においては、当面の間、2年を超える派遣期間の延長を可能とします。

医師少数区域	10圏域	南檜山・北渡島檜山・北空知・日高・富良野・宗谷・北網・遠紋・釧路・根室
医師中間区域	9圏域	南渡島・後志・中空知・南空知・西胆振・東胆振・上川北部・留萌・十勝
医師多数区域	2圏域	札幌・上川中部

#### 2 報償費単価の引き上げ(医師多数区域から医師少数区域への派遣)

医師多数区域から医師少数区域への派遣に限り、派遣元医療機関に支払う報償費の単価を引き上げます(1日あたり単価:5万円→10万円)。

#### 【報償費単価(改正後)】

区 分		報酬額(1日あたり)		うち道支出額	
		現行	改正後	現行	改正後
医師多数区域から	累計2年以下	5万円	10万円	5万円	10万円
医師少数区域への派遣	累計2年超	5万円	10万円	2.5万円	7.5万円
上記以外の派遣 (現行と同じ)	累計2年以下	5万円	(変更なし)	5万円	(変更なし)
	累計2年超	5万円	(変更なし)	2.5万円	(変更なし)

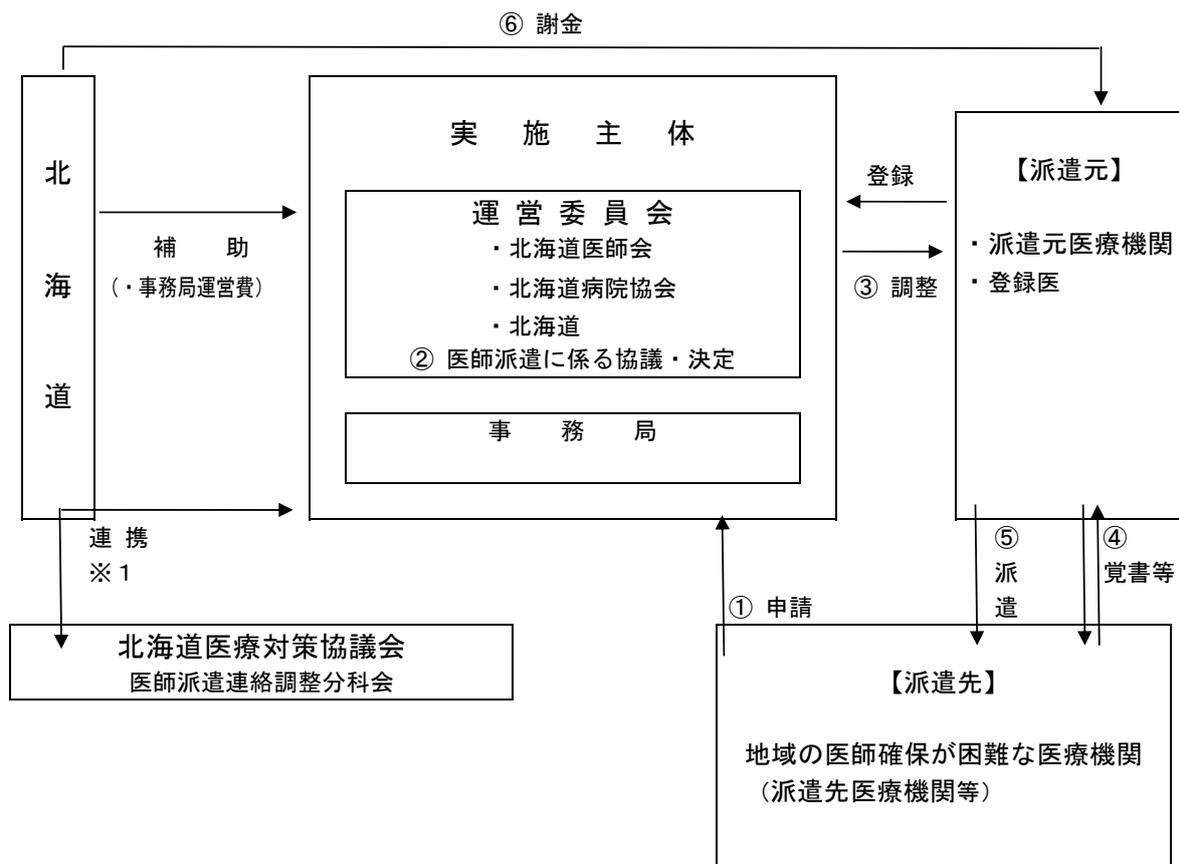
### 3 その他の見直し

派遣を受ける必要性の要件の一つとして、従前「人口10万人対医師数が全道平均を下回る二次医療圏」としていましたが、今回の見直しに合わせ、「医師多数区域以外の二次医療圏」とします。(医師多数区域は、札幌圏域と上川中部圏域であり、実質的には従前と変更ありません)

### 4 見直しの時期

令和2年(2020年)4月1日から適用します。

#### 《派遣の手続き》



※ 1 実施主体と北海道医療対策協議会（医師派遣連絡調整分科会）との連携の主なもの

- ・北海道医療対策協議会において調整が整わなかった事案のうち、申請者が短期間の派遣を望む事案について、実施主体に情報提供。
- ・派遣実績および医療機関の医師充足状況等についての情報の共有 等